

(公印省略)

住第887-20号

令和7年1月17日

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会長 様

群馬県県土整備部住宅政策課長 石関 史幸

宅地建物取引業免許等に係る電子申請の開始について（通知）

平素より、群馬県の不動産行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県における宅地建物取引業関連の申請等について、下記のとおり国土交通省手続業務一貫処理システム eMLIT（イーエムリット）を活用した電子申請の受付を開始しますので、お知らせいたします。

つきましては、貴会員へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、電子申請受付開始後も、引き続き紙での申請等も可能であることを申し添えます。

記

1 電子申請受付開始日

令和7年2月3日（月曜日）

2 電子申請が可能な手続

宅地建物取引業者 (群馬県知事免許)	<ul style="list-style-type: none">・宅地建物取引業免許申請（新規・更新）・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請・廃業等届出・宅地建物取引業者免許証再交付申請・営業保証金供託済届出・業務を行う場所の届出（50条2項）
宅地建物取引士 (群馬県登録)	<ul style="list-style-type: none">・宅地建物取引士登録申請・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請・宅地建物取引士証書換え交付申請・宅地建物取引士証再交付申請・宅地建物取引士登録消除申請・宅地建物取引士死亡等届出

3 利用方法

「国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)ポータル」ページにアクセスの上、申請してください。

なお、申請には、別途 eMLIT を利用するためのアカウントの取得が必要です。

また、申請等に必要な書類は群馬県ホームページから御確認をお願いいたします。

国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)ポータル	国土交通省ホームページ (システム操作マニュアル等)	群馬県ホームページ (申請等に必要書類)
		
https://e.mlit.go.jp/GuestPortal	https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00062.html	https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/10916.html

4 注意事項

eMLIT には手数料の納付機能がないため、当面の間、電子納付は行えません。

各種申請に伴う手数料の支払いに関しては、手数料分の群馬県証紙をお買い求めの上、指定の様式に貼付し、必ず簡易書留又はレターパックプラス(赤色)にて群馬県県土整備部住宅政策課宅建業係宛てに郵送してください。

その他申請等に当たっての注意事項は、群馬県ホームページにて御確認をお願いいたします。

5 問合せ先

(1) システムの操作及びアカウントの取得に関するお問合せ

eMLIT 専用コールセンター

問合せ方法	問合せ先	受付時間
電話	03-4577-9227	平日 8:00-18:15※
メール	helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp	24 時間 365 日 対応は平日 8:00-18:15※
ウェブ	eMLIT のメニュー「システム問い合わせ」からお問い合わせ	

※土日祝日、年末年始を除く

(2) 申請内容(必要書類等)に関するお問合せ

群馬県住宅政策課宅建業係 027-226-3525(直通)

平日 8:30~17:15 (土日祝日、年末年始を除く)

担当：住宅政策課宅建業係
電話：027-226-3525